

秋田市教育委員会
平成29年6月定例会
(案件・資料)

【目次】

付議案件

議案第17号 秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件 … 1

教育長等の報告

(2) 小・中学校適正配置の検討状況について … 2

(3) 学校給食費の誤徴収等について … 5

議案第17号

秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第3条第3項の規定に基づき、秋田市文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

平成29年6月27日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

氏 名	専門分野	役 職 名 等
富 樫 泰 時	史 考 古 資 料	元秋田県立博物館長
鎌 田 幸 男	民 俗	ノースアジア大学教授
石 塚 昭 信	歴 史 資 料	元河辺町文化財保護審議会委員
嶋 田 忠 一	彫 刻（仏像） 民 俗	元秋田県立博物館副館長
半 田 和 彦	歴 史 資 料	元秋田県立図書館長
小 笠 原 光	絵 画	公益財団法人平野政吉美術財団理事
澤 田 享	建 造 物	秋田公立美術大学教授
金 清 一 郎	古 文 書 歴 史 資 料	元雄和市民協議会会長
池 田 吉 男	工 芸	秋田県銃砲刀剣類登録審査委員

任期は、平成29年7月1日から平成31年6月30日までとする。

提案理由

文化財保護審議会委員の任期が平成29年6月30日をもって満了するため、新たに委員を委嘱しようとするものである。

小・中学校適正配置の検討状況について

1 秋田市小・中学校適正配置推進委員会の設置

- 設置目的：「秋田市小・中学校の適正配置等に関する提言書（平成28年2月）」の提言に基づき、全市的な観点から、学校規模および配置の適正化に向けた具体的な方策について検討し報告するため、平成28年度に設置
- 構成メンバー：8名（学識経験者3名、地域関係者1名、保護者代表1名、学校関係者2名、有識者1名）

2 委員会における平成28年度の検討内容

望ましい学校配置の将来像を描く際の基本的考え方と視点

秋田市小・中学校適正配置推進委員会において検討した、望ましい学校配置の将来像を描く際の基本的考え方と視点は以下のとおり。

学校配置の将来像は、これらの考え方に基づいて検討していく。

【想定する年度について】

2040年度を想定して検討していく。

【学校の適正規模の基準について】

学級数については、小中学校ともに12から18学級を適正規模とする提言を踏まえつつ、望ましい学級数を18学級として検討を進める。

【配置の考え方について】

秋田市をいくつかのブロックに分けて、小学校区や地域の実情を勘案しながら、中学校区から検討していく。

【市民からの意見聴取の方法について】

2017年度は各市民サービスセンターで市民説明会を開催し、市民から意見聴取する。

2018年度は、2017年度に作成した学校配置素案について、市民から意見を聴取し、学校配置の成案を作成していく。

3 市民説明会の概要

(1) 開催目的

将来の児童生徒数の見込みや適正配置検討の必要性、また、学校配置の将来像を検討するうえでの基本的な考え方を市民に示し、理解を得るとともに、適正配置に関する市民の意見を聴取することを目的とする。

(2) 開催日程

- ①開催時期：平成29年7～8月
- ②開催回数：8回（平日(18:30-20:00)7回、土曜日(10:00-11:30)1回)
- ③会場：市内7地域の市民サービスセンター

(3) 説明内容

- ①小・中学校の適正配置検討の目的と「秋田市小・中学校の適正配置等に関する提言書」の概要について
- ②将来の児童生徒数の見込みについて
- ③望ましい学校配置の将来像を描く際の基本的考え方と視点について
- ④今後の検討スケジュールについて

(4) 周知方法

- ・広報あきた（7月7日号）および市ホームページに掲載する。
- ・町内会、学校関係者へ案内を送付する。

(5) 意見聴取方法

- ・説明会資料とともに配布する意見聴取用紙またはEメールにより、市民からの意見募集を行う。なお、市ホームページに説明会資料を掲載する。

4 今後の検討スケジュール

【平成29年度】

平成29年7～8月	市民説明会開催 ・開催場所 市民サービスセンター7か所 ・対象者 全市民
29年10月 ～30年2月	秋田市小・中学校適正配置推進委員会における検討
30年3月	学校配置素案の作成

【平成30年度】

平成30年7～9月	学校配置素案に対する市民意見の聴取（市民説明会の開催・パブリックコメントの実施等）
10～12月	秋田市小・中学校適正配置推進委員会における検討
31年1～2月	学校配置案の作成、公表

(参 考)

「秋田市小・中学校の適正配置等に関する提言書（平成28年2月）」について

1 秋田市小・中学校適正配置検討委員会の設置

- 設置目的：児童生徒数の減少に伴い、教育環境、学校運営等に関する諸問題を調査し、「学校規模および配置の適正化に関する基本的な考え方」ならびに「その適正化に向けた具体的な方策」について検討し、提言するため平成27年度に設置
- 構成メンバー：6名（学識経験者1名、地域関係者1名、保護者代表2名、学校関係者2名）

2 「秋田市小・中学校の適正配置等に関する提言書（平成28年2月）」の概要

(1) 適正規模の考え方

【小学校】	1学年	2～3学級	全校	12～18学級
【中学校】	1学年	4～6学級	全校	12～18学級

(2) 適正配置（通学条件）の考え方

- 【小学校】 4 km以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、通学時間はおおむね「1時間以内」
- 【中学校】 6 km以内をおおよその目安としつつ、交通手段を確保するなどして、通学時間はおおむね「1時間以内」

(3) 統合等の基本的な方向性

- ・今後の適正配置を進めるにあたっては、本市の人口減少施策を勘案しながら将来の児童・生徒数を見据え、全市的な観点から望ましい学校配置の将来像を描く必要がある。
- ・その際、地理的な条件等を踏まえ、やむを得ず小規模校として存続することもあり得ることを念頭において検討する必要がある。
- ・なお、今後の適正配置の検討にあたっては、学校関係者と地域住民の十分な理解を得ながら各学校や地域を含めた課題を整理し、具体的な対応を検討していく必要がある。
- ・また、これまでの統廃合の手法に加え、学区の見直しなどを含めて総合的に検討していく必要がある。

学校給食費の誤徴収等について

1 6/15以降判明した内容と対応

(1) 口座引き落とし先の誤りによる誤徴収

学校職員の学校給食費の口座情報について、全件(22,741件)を確認したところ、口座誤りにより新たに1件誤徴収していたことが判明しました。(6/20)
対象者には確認後速やかに謝罪し、誤徴収分の還付手続きを行いました。

(2) 督促状誤発送

学校給食費4月分の未納者(550人)に発送した全ての住所と保護者氏名を確認したところ、新たに1件誤送付していたことが判明し、誤送付した方には発見後速やかに謝罪しました。(6/16)

2 誤徴収等事案の最終結果

(1) 口座引き落とし先の誤りによる誤徴収

児童および学校職員の学校給食費4月分について、口座引き落とし先の間違いにより過大に徴収してしまったもの。

6/7(1件)、6/9(4件)、6/14(1件)、6/20(1件)	計7件(1,600円~4,160円)
	合計金額 25,040 円

(2) 督促状誤発送

学校給食費4月分の未納者(550人)に督促状を発送した際、誤った送り先に送付したもの。

6/8(1件) 6/16(1件) 計2件

3 原因

誤徴収については、学校給食費システムの受託業者が、保護者および学校職員から提出を受けた口座振替依頼書に記載された内容(口座情報と保護者の電話番号)を入力する作業において入力先を誤ったものです。

また督促状の発送先誤りについては、督促状宛先情報の取込み元である学事課の学齢簿システムにおいて、学事課職員が入力処理を誤ったことによるものです。

4 再発防止策

口座振替依頼書データの入力誤りをなくすために、受託業者に対して、今後のデータ入力にあたり、入力した者とは別の者を確認者とするにより、ダブルチェックを確実に実施させます。

また、督促状の誤発送をなくすために、学齢簿システムで保護者情報の加除修正を行う場合、住民記録情報と一致しない情報が入力されたときは、誤りが分かるような表示機能を追加したほか、学齢簿情報を修正した職員とは別の職員を確認者としてダブルチェックを確実に実施します。